氏名（本籍）	米津　敦子（東京都）
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位番号	甲第１０３号
学位授与の日付	２０２６年9月１５日
学位授与の要件	学位規則第５条第１項の規定該当
学位論文題目	性ビジネス従事女性への民間団体の活動に関する研究 －フランス・モロッコの民間支援を参照した日本における「昼職移行支援」の可能性－
研究審査委員	主　査　湯原　悦子　日本福祉大学　教授 副　査　平野　隆之　日本福祉大学　名誉教授 〃　小松理佐子　日本福祉大学　教授 〃　川島ゆり子　日本福祉大学　教授 学外審査委員　戒能　民江　お茶の水大学　名誉教授

論文内容の要旨

論文は，序章，終章とⅠ・Ⅱ部構成のもと 7 つの章からなっている．本文 178 頁，引用参考文献 180 点，図表 52 点である．目次の構成は，以下の通りである．

序章　研究の背景・目的と方法
第Ⅰ部　国際動向を踏まえた性ビジネス従事女性への支援　―日本への示唆を求めて―
　第１章　性ビジネス従事女性の現状と社会構造
　第２章　性ビジネス関連法と女性支援制度
　第３章　性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動
　第４章　フランスとモロッコの性ビジネス関連法・支援枠組みと民間団体の位置づけ
第Ⅱ部　性ビジネス従事女性の「昼職移行支援」の可能性と課題
　第５章　日本の性ビジネス従事女性を支援する民間団体の「昼職移行支援」
　第６章　元性ビジネス従事女性の発言内容にみる昼職移行の困難
　第７章　日本における性ビジネス従事女性の「昼職移行支援」に関する考察
　　－民間団体による「昼職移行支援」の有用性と民間団体への公的支援の展望－
終章　本研究の結論，意義および今後の課題
謝辞　参考・引用文献　資料

序章　研究の背景・目的と方法

本研究の目的は，日本における性ビジネス従事女性を支援する民間団体の実践を検討し，新たな「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法と略す）の政策環境のもとでの「昼職移行支援」の可能性と課題を，国際的動向およびフランス・モロッコの参照枠を踏まえつつ明らかにすることにある．

先行研究については，参入背景・心理的影響に関する研究，法制度・公的支援をめぐる研究，民間団体による女性支援実践に関する研究とともに，フランス・モロッコに関連する先行研究の検討がなされている．これら先行研究を踏まえた研究の独自性として，論文題目に含まれる２つのキーワードに相当する日本における「昼職移行支援」の焦点化と，「フランス・モロッコの民間支援」の参照枠に関する研究枠組みと方法が解説される．日本における「昼職移行支援」への焦点化は，性ビジネス従

事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点に，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく「昼職移行」をも支援する筆者独自の「課題横断」アプローチを通して説明がなされる．日本の状況を相対的に検討するため，性ビジネス従事者支援または女性支援において民間団体が重要な役割を果たし，その活動が公的支援と接続しているフランスとモロッコを参照枠として位置づける．フランスはもっとも進んだ民間団体支援がみられ，公的制度として位置付けられている。モロッコの選択については，国際協力のフィールド(米津氏)であり，貧困女性支援の経験知が選択の背景にある点が補足されている．

調査研究の方法については，日本の民間団体調査においては，インタビュー調査（2 団体に対し合計 3 回実施，オンラインを含む）については録音データをもとに逐語録を作成し，参与観察(14 回，オンラインを含む)については当日の手書きメモをもとに観察事項および登壇者（啓発イベント）の発言内容を文章として記録する．いずれの調査についても，日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認（承認番号 22-018）を得ている．フランスとモロッコの団体把握については，政府の公式資料，公式ウェブサイト，公開報告書等を用いる．そのうえで，両国における制度と民間団体の関係を具体的に示すため，参照事例としてフランスの団体 H およびモロッコの団体 K を抽出している．

第１章　性ビジネス従事女性の現状と社会構造

諸外国における性ビジネスでは「女性」の比重が高く，「移住者」の文脈が重要であることに対して，日本の性ビジネス従事は，景気や雇用環境などの社会変容に加え，性産業の非店舗化や SNS 等を介した性売の個人化が重なり合うなかで，その形態が多様化および若年化している．諸外国と日本のいずれにおいても，性ビジネス従事に至る背景には，ジェンダー不平等を背景とした，貧困，暴力，孤立などの困難が重なり，生活上の選択肢が狭められるなかで，現実的な選択肢として浮上する場合があることを確認している．

第２章　性ビジネス関連法と女性支援制度

性ビジネス関連法を，NSWP（Global Network of Sex Work Projects）のデータにもとづき，「犯罪化モデル」「合法化モデル」「非犯罪化モデル」をもとに，国際的議論の中心が，犯罪化モデルに位置づけられる「北欧モデル」と，これと異なる視点を持つ「非犯罪化モデル」（森田 2021）にあるものの，希望者に対して性ビジネスに依拠しない生活手段への移行を含む離脱の選択肢を提供することを求める点等で重なり合う点がある．それを踏まえ，主流モデルとは異なる日本の政策動向として，2024 年に施行された「困難女性支援法」は，官民協働を前提とした支援プロセスを構想している点に着目する．性ビジネス従事女性がスティグマや制度の想定とのずれにより支援の入口に接続しにくい問題を踏まえ，民間団体による接点形成や伴走支援への公的な民間支援の可能性の研究へと進むことが明示される．

第３章　性ビジネス従事者に関連する民間団体の活動

性ビジネス従事に関連する活動について，諸外国では反差別・アドボカシーを中心とする性ビジネス従事者運動が国際的ネットワークの形成を通じて展開されてきた経緯を概観した．また，要（2017）にもとづき，日本の支援実践を「参入防止」「従事者の権利擁護」「福祉接続」の三つのアプローチに注目しつつも，性ビジネス従事の是非を問わず，直面する困難への対応を起点に，必要に応じて福祉的資源への接続や本人の意思に基づく「昼職移行」をも支援する，筆者独自の「課題横断」アプローチを提示する．そのアプローチをもとに活動する民間団体を，全国規模のデータベース検索等により 5 団体が該当する実態を確認し，基本的な支援機能と意義を整理するとともに，対面調査や参与観察の

対象団体の選定プロセスに該当する．

第４章　フランスとモロッコの性ビジネス関連法・支援枠組みと民間団体の位置づけ

フランスでは，2016 年法のもとで，性を売る側を犯罪化せず，性を購入する側を処罰する枠組みへと転換し，性ビジネス離脱および社会的・職業的統合に向けた支援が制度上位置づけられていることを確認した．一方，モロッコでは，性売を制度的に承認しない法的枠組みや，婚外性交をめぐる法・社会規範のもとで，性ビジネス従事者支援を前面化しにくい状況がある．しかし，アソシアシオンの独自活動を基盤としつつ，国家の制度枠組みとの接続のもとで女性支援の制度化・組織化が進展してきたことを整理した．以上を通じて，フランスは「性ビジネス従事者に特化した制度化された移行支援」，モロッコは「性ビジネス従事を前面化しにくい状況における包括的女性支援と民間団体の役割」という，異なる参照枠を示している．

第５章　日本の性ビジネス従事女性を支援する民間団体の「昼職移行支援」

団体 A は，現場でのアウトリーチから一時的居場所の提供，相談・同行支援へと段階的に接続することで，女性の生活安定化と制度接続を支える実践を展開していた．団体 B は，性風俗店勤務を前提とする相談設計により心理的負担を軽減し，課題の可視化を起点に支援へとつなげていた．両団体はいずれも，支援や制度との距離が生じやすい性ビジネス従事女性との接点を形成し，これを基盤に複合的な課題に対応する支援実践を展開している．女性は，アウトリーチ，相談，居場所，情報提供等を通じて民間団体とつながり，自身の困難や希望を整理する過程のなかで，昼職移行が選択肢として具体化する場合がある．そのうえで，民間団体による昼職移行支援は，①移行の前提条件を整える支援，②昼職への接続を支える支援，③移行後の継続も含む伴走支援として整理する．

第６章　元性ビジネス従事女性の発言内容にみる昼職移行の困難

性ビジネスの周辺に存在する大都市繁華街やホストクラブをめぐる「居心地のよさ」は，社会からの排除，承認や居場所の欠如と深く結びついている．また，女性側の「つながりにくさ」と行政・支援側にとっての女性の「みえにくさ」による支援・制度の接続困難は，二つの「にくさ」の悪循環のなかで性ビジネス従事への固定化と結びついている．「居心地のよさ」は，女性の性ビジネス従事の継続を支え，固定化が進むほど「キャリアの断絶」「移行の前提条件の不足」「移行時の生活・就労上のハードル」によって昼職移行は困難になりやすい．これらは，従事以前からの社会的排除と，従事の継続によって累積するリスクが重なるなかで生じる社会構造上の課題である．昼職移行は，本人の意思とタイミングを尊重し，別の居場所や選択肢を示す他者の存在，生活再建や昼職移行を伴走的に支える支援関係によって支えられる必要がある．

第７章　日本における性ビジネス従事女性の「昼職移行支援」に関する考察
－民間団体による「昼職移行支援」の有用性と民間団体への公的支援の展望－

昼職移行支援は，性ビジネスから直線的に切り離す支援ではなく，生活基盤の調整，昼職接続，移行後の伴走と居場所形成を含む支援関係の形成として捉える必要がある．民間団体の実践からは，性ビジネス従事を前提として受け止める相談や居場所を通じた接点形成，制度接続，移行前後の伴走に，民間団体の有用性が確認されたが，財政的・制度的に十分支えられておらず，移行後の定着支援等に課題が残されている．フランスの性ビジネス従事者に特化した制度化された移行支援と，モロッコの包括的な女性支援を参照すると，日本では，柔軟な女性支援の枠組みのなかに性ビジネス従事女性を位置づけ，民間団体の支援関係を公的に支える官民協働の仕組みを整備することが求められる．以上を踏まえ，性ビジネス従事女性が望むときに「別のところに行ける橋」を用意し，「辞めたいときに辞められる社会」を支えるための昼職移行支援プロセスを提示する．

終章においては，本研究の結論，本研究の意義，今後の研究課題からなる．

本研究の結論は，性ビジネス従事女性が自らを相談可能な対象として認識できる入口整備，アウトリーチや居場所を通じた接点形成，住居・債務・医療・福祉等を含む移行前の課題調整，職業訓練や企業・事業所連携を含む昼職接続，移行後の生活安定と就労継続を支える伴走，移行後の継続的な居場所・相談機能を一体的に支える「官民協働による性ビジネス従事女性の昼職移行支援プロセス」を提示した．このプロセスを通じて，日本における昼職移行支援は，女性が望むときに「別のところに行ける橋」を用意し，「辞めたいときに辞められる社会」を支えるために，民間団体が形成してきた支援関係を制度的・財政的に支える官民協働の支援枠組みの充実および構築が，日本における昼職移行の可能性を左右する．

本研究の意義は 3 点である．第 1 に，日本の性ビジネス従事女性支援を，国際的な法政策モデルの議論に照らしつつ，フランスおよびモロッコの制度と民間団体の実践を参照枠として位置づけ，昼職移行支援を検討する視点を拡張した点，第 2 に，「課題横断」アプローチに基づき，日本の民間団体実践に内在する「昼職移行支援」の実践と課題を明らかにした点である．第 3 に，民間団体の実践と元性ビジネス従事女性の発言内容とを踏まえ，昼職移行支援を，単なる就労先への接続ではなく，女性が望むときに性ビジネス以外の生活手段を選択しうる条件を整える支援プロセスとして捉え直した点に意義がある．

今後の研究課題としては，次の 3 点がある．第 1 に，夜職から昼職への移行を支援する民間事業者は，20～30 代の女性を主な対象とし，年齢によって昼職への接続が制約されやすい現状がある．本研究が提示した官民協働による昼職移行支援プロセスは，若年層以外の女性，長期にわたり性ビジネスに従事してきた女性，病気や障害等により就労上の制約を抱える女性にとっても実質的に機能しうるのかについては，検討の余地がある．第 2 に，昼職移行の契機について十分に検討できていない点があげられる．この点を検討することは，昼職移行支援における接点形成や伴走支援のあり方をさらに深めるうえで，今後の課題である．第 3 に，フランスおよびモロッコの制度と民間団体の実践に関する実証的検討の限界である．とりわけモロッコについては，現地を訪問するなかで，性ビジネスについて語ることの難しさと同時に，困難を抱える女性を支援する民間団体の実践の重要性を確認したが，現地の民間団体や支援対象となる女性の発言内容を十分に収集・分析するには至らなかった．今後は，フランスおよびモロッコにおける民間団体の実践や，女性の経験をより実証的に把握し，日本の支援の特徴や課題をさらに相対化して検討することが課題である．

論文審査結果の要旨

１．審査経過

2026 年 7 月 9 日の大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において米津敦子氏の審査請求論文が受理され，湯原悦子（平野隆之），小松理佐子，川島ゆり子の 4 名による審査委員会が設置された．また，戒能民江氏（お茶の水大学名誉教授）を学外審査委員とすることが決まった．

学内審査委員は，それぞれに提出論文を精査したうえで 2026 年 8 月 25 日 19：00 より審査委員会を行い，本論文の概括的評価について意見を交換した．引き続き米津敦子氏への最終試験（口頭試問及び英語力審査・オンライン）を実施した．同日，最終試験及び学外審査委員からの審査報告をもとに審議を行った結果，本論文は博士学位（社会福祉学）授与にふさわしいとの結論に達した．

２．論文の評価

論文の評価点は，次の 3 点である．

第 1 は，日本の性ビジネス従事女性への民間団体による支援への高い関心と期待を含む問題意識のもと，国際的な政策・支援活動の動向や示唆を踏まえつつ，論文題目の焦点化が適切に図られた論文構成となっている点である．問題意識を体現する「民間支援」の用法については，民間団体が性ビジネス従事女性に直接行う支援と，国や自治体等が民間団体の活動を支えるために行う公的支援の 2 つが含まれる点を明確にし，前者を可能な限り「民間団体による支援活動」，後者を「民間支援」として，研究成果を展望する観点からの用語の設定がみられている．さらに，困難女性支援法における官民協働の推進に着目し，性ビジネス従事女性の民間団体による支援活動の実績に沿った「民間支援」のあり方を結論づけている．

第 2 は，「民間団体による支援活動」における「昼職移行支援」の取組みを分析し政策活用上の可能性を明らかにする上で，次の 4 つの緻密な作業段階を踏まえられている点である．1 つ目の段階は，「昼職移行」という実践上の用語を活用する点については，「昼職移行」を，性ビジネス従事女性が本人の希望にもとづき，性ビジネスに依拠しない生活手段へと移行していく過程として捉え，公的な民間支援になじむ名称として使用する点である．2 つ目の段階は，その支援活動を担う民間団体の抽出方法において，恣意的な選定ではなく厳密な手続きを取っている点である．３つ目は，「昼職移行支援」における支援関係の在り方として，①相談や支援への接続が容易ではない女性との関係づくり，②昼職移行が現実的な選択肢となりにくい女性への支援，③移行時・移行後の困難をともに乗り越える支援関係の形成として，対象民間団体の支援実績や移行を実現した元女性の発言等から抽出という分析段階である．４つ目では，同支援法を所管する「女性支援室」(社会・援護局地域福祉課)が実施している官民協働等事業の枠組みを対象に改善点を明確にしている点である．

第 3 は，海外の動向とくにフランスとモロッコにおける民間団体の活動と公的支援との関係を参照枠として設定し，フランスを国際的に高い水準での「性ビジネス従事者に特化した制度化された移行支援」，モロッコを「性ビジネス従事を前面化しにくい状況における包括的女性支援」として，異なる二つの参照枠に整理することで，日本への参照枠の活用方法を区別して示したことである．それぞれに制度上の参照課題よりも，支援の運用上の参照方法を具体的に示したといえる．そのための具体的な支援団体の選定方法についても厳密に行われている．フランスの団体 H の 100 社以上の企業との連携や，職業訓練・就労経験を通じて段階的に労働市場へ接続する実践を示し，モロッコの団体 K においては，相談，保護，子どもへの支援，職業訓練，収入創出活動，起業支援等，女性の生活全体を対象とした包括的支援を示したのである．

学外審査委員からの評価については，性売買を巡る法制度の変革期を迎えたいま，先行研究も十分だとは言えない中，性売買という難題に果敢に切り込もうとする学位請求者の意欲は高く評価したい，とされている点をめぐっては，審査委員間においても共通した評価と受け止めた．

他方で，包括的な社会・経済的「脱性売買」支援を中軸に据えたフランス 2016 年法の全体像の分析の不十分さや，旧婦人保護施設へのインタビューや資料調査などの研究上の必要性の指摘については，審査委員会での議論としては，論文題目における焦点化の観点から，課程博士論文としての制約からやむを得ないと判断した．なお，焦点化された具体的なテーマが，「研究の背景にある大きな（根本的な）テーマとどう結びつくのか」についての指摘は，本論文が実践的な研究成果への傾斜がみられ，物足りなさがある点について判断は一致した．

加えて審査委員としては，論文の論理構成上，筆者が採用している「課題横断」アプローチを選択

する理由，そして多くの国際的な支援活動の動向からフランス・モロッコを選択する理由について，より説得力のある記述が必要であるという課題が共有された．

３．最終試験（学力の確認）の結果

2026 年 8 月 25 日に最終試験（口頭試問）を実施した．米津氏より事前に用意された口頭試問提出資料に基づいて，第 1 次提出以降の修正点とその理由について簡潔かつ構造的に説明された．それを受けて，審査委員から本研究における課題点を中心に質疑等が行われ，いずれも誠実かつ真摯に回答された．最後に，語学力の審査として，提出された英文要旨の一部について音読と和訳を実施したところ，ともに正確に行われた．博士学位に相応しい英語力を有すると判断した．

４．結論

米津氏は，日本福祉大学学位規則第 12 条および第 5 条第 2 項に基づき，博士（社会福祉学）の学位を受けるに相応しいと認め，学位論文審査について合格と判定した．